

第5章 八木小学校の危機管理

第1～4章 八木小の危機管理マニュアル

第5章 八木小の危機管理

付録 八木小 本年度 体制・役割

1. 日常の安全確保
2. 事故災害等発生時の対応・病院機関等連絡先
3. 非常変災時(自然災害時)等の対応
 - ①気象警報発令時の対応
 - ②学校園における地震（津波）対応
 - ③Jアラート発令時等の対応
 - ☆避難誘導時における教職員の指示と児童の行動 学校災害対策本部
 - ☆児童の保護者への引き渡し 《緊急時児童引き渡しカード》
4. 児童虐待
5. ハラスメント(セクハラ・パワハラ・マタハラ等)
6. 食中毒・感染症（連絡対応も含む）
7. 食物アレルギー
8. 心肺蘇生とAED

※「いじめ」は、八木小学校いじめ防止基本方針へ

1. 日常の安全確保

(1) 日常の安全確保

① 教職員の共通理解

- ・定期的に会議棟で学校の安全管理について意見交換を行い、共通理解を図る。

② 来校者の確認

- ・児童登校後、学校の出入り口(正門・裏門)を施錠する。
- ・インターホンにより、来校者を確認する。
- ・休日、夜間は、すべての出入り口を施錠する。
(学校開放事業の利用者には、鍵の開け閉めについて伝え責任を持って管理してもらう)
- ・運動会、学習参観等の際は、保護者に来校者用名札を必ずつけるよう依頼する。

③ 児童への指導

- ・児童集会、学級指導等で以下の点を指導する・
 - * 見知らぬ人を見かけたら、すぐに近くの教職員に知らせること。
 - * 登校時刻、下校時刻を守る。決められた通学路を通ること。
 - * 登下校時、放課後等、不審な人に出会ったら、交番や子供 110 番の家に助けを求めること。

④ 登下校時・放課後の学校や地域の安全確保

- ・学期はじめに、教職員が校区の各ポイントに立ち、登校指導を行う。
- ・青少年指導員、地域安全サポート隊に定期的な巡回の協力を求める。
- ・見守りボランティアに下校時の安全確認の協力を求める。

⑤ 遠足、社会見学等での安全確保

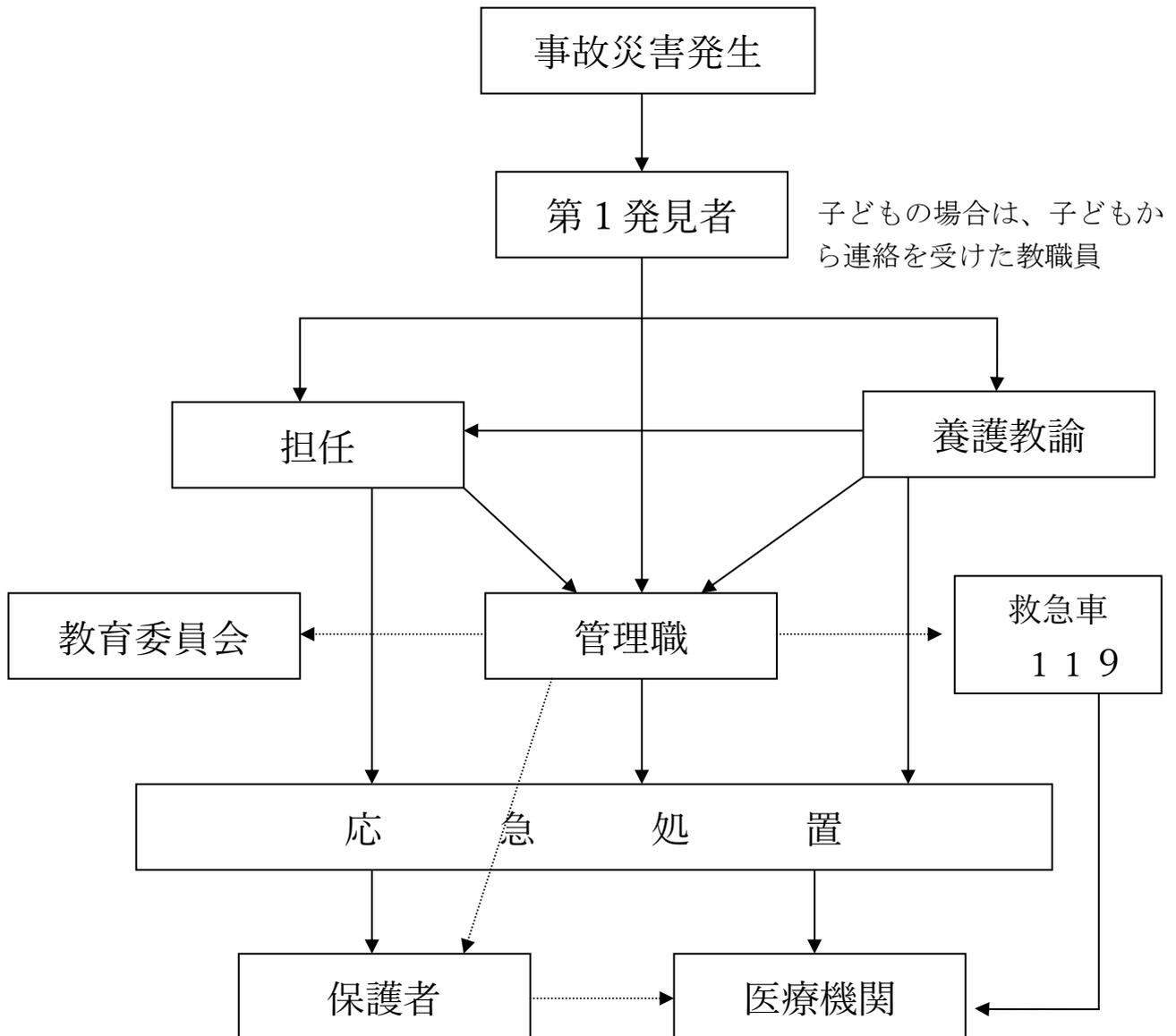
- ・事故や事件に遭遇した場合の関係機関への連絡方法について事前確認を行う。

(2) 安全教育

① 避難訓練の実施 (不審者・火事・地震等)

② 教職員研修の実施

2. 事故災害等発生時の救急体制・病院機関等連絡先



市民病院	445-1000	徳州会病院	445-9915
大植内科 (校医)	445-2662	三木歯科 (校医)	441-0081
藤本歯科 (校医)	441-6480		
亀井病院 (校医) (内・外)	445-0222		
久米田整形	443-1891		
吉川病院 (内・外)	445-3721	樋口歯科	445-8808
岩崎眼科	444-4955	とのもと眼科	441-4113
坂東眼科	438-6054	なかで耳鼻咽喉科	493-3392
横田耳鼻科	441-3387		

3. 非常変災時(自然災害時等)の学校園の対応

保存版

年度当初 配付

保護者の皆様へ

岸和田市立八木小学校・幼稚園
校 園 長 ○ ○ ○ ○

気象警報発令時、地震発生時等の学校園の対応について

日頃より、本校園の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、気象警報が発令された場合や地震発生時等の学校園の対応について下記のとおりお知らせします。

つきましては、報道等で正確な情報を把握いただき適切にご対応願います。

気象警報発令時の学校園対応

令和6年4月1日改訂

気象警報	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報		①②：臨時休業 ^{注1} ③：授業中止 ^{注2}
洪水警報 波浪警報 高潮警報	①午前7時現在 ②午前7時～始業時間 ③始業時間以降	①②③：(原則) 平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上、問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。 <u>地域に避難情報(高齢者等避難・避難指示)が出ている</u> <u>又は出された場合</u> ①②：臨時休業 ^{注1} ③：授業中止 ^{注2} ※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

注1) 大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

注2) 授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

地震発生時・津波発生時

震 度	時 間	学校園の対応
震度5弱以上	①午前7時まで	臨時休業
	②午前7時～始業時刻	臨時休業 ○まだ在宅の場合は、登校(登園)させないでください。 ○既に登校(登園)している場合は、子どもの安全確保を優先します。保護者の皆さまには、ご自身等の安全確保を優先し、学校園にお迎えをお願いします。
	③始業時刻後	授業(保育)中止 ○既に登校(登園)している場合は、子どもの安全確保を優先します。保護者の皆さまには、ご自身等の安全確保を優先し、学校園にお迎えをお願いします。
	④休日に地震が発生した翌日	原則、臨時休業 ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。
震度4以下	午前7時現在	(原則)平常通り授業を行う ※校長が、園児・児童の安全上問題が生じる恐れ等があると判断した場合は臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ、繰り下げ等を行う。

《岸和田市に「津波に関する警報」が発令された場合》

○震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

⇒ 震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

○震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

⇒ 原則として、**平常通り** 授業(保育)を行います。

※臨時休業になる場合や、授業(保育)の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる場合は、メールでお知らせします。

Jアラートによるミサイル発射情報の発信

発信された時間帯	対 応
登校・登園前	<p>○自宅待機 ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、臨時休業とします。</p> <p>○「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、自宅待機を解除します。</p> <p>※授業の再開等については、学校園からの連絡をお待ちください。</p>
在校園時	<p>○授業や活動を中断します。</p> <p>○屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。</p> <p>○完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開します。</p>
登下校中	<p>○学校か家、近い方に向かうようにしてください。</p> <p>○選択できないような場合は、「すみやかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにはない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の対応をお願いします。</p> <p>○登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っただけのようお願いします。</p>

☆地震発生時における教職員の指示と児童の行動

場 所		教職員の指示	児童の行動
普通教室		「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい。」	・机の下にもぐる等、身の安全を守る。 ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部および上半身を保護する。
特別教室 (普通教室の指示に加えて)	理科室	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい。」 「棚から離れなさい。」 「ピアノから離れなさい。」 「本棚から離れなさい。」	・アルコールランプ等の火を消す。 ・机の下にもぐる等、身の安全を守る。
	家庭科室	※調理中なら火を消す。揺れが大きい場合は、火・湯から離れるように指示。	・理科準備室では、薬品、実験用具が入っている棚から離れる。
	音楽室	※実験中なら薬品から離れる。	・食器等が入っている棚から離れる。
	図書室等	※教室の状況に応じて具体的に指示をする。 ○食器棚、図書本棚の転倒防止金具の設置	・パソコンのディスプレイ等の落下に注意する。 ・本棚から離れる。
体育館		「体育器具や窓ガラスから離れて、中央に集まりなさい。」 ○天井や窓等の損壊状況に注意する。	・天井や窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる。
校庭・遊具場		「校舎、フェンスや遊具などから離れて、姿勢を低くしなさい。」	・窓ガラスの飛散や校舎外壁の損壊、バックネットの倒壊に注意する。 ・できるだけ広い所に集まり、姿勢を低くする。
プール		「プールの端に移動し、ふちをつかみなさい。」	・プールの端に移動し、プールの端をつかむ。
廊下・階段		「しゃがんで、頭を守りなさい。」 ※移動できるようであれば、教室に入れ、机の下にもぐらせる。	・しゃがんで頭を守る。 ・窓ガラスから離れる。 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる。
校外活動中		・状況の把握と的確な指示 ・倒壊物、落下物への注意、指示 ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う。 ・施設利用時は、係員の指示に従う。	・姿勢を低くし、頭部および上半身を保護する。 ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる。 ・パニックを起こさないように声かけをして、安心させる。

☆避難誘導時における教職員の指示と児童の行動

場 所	教職員の指示	児童の行動、留意点
校舎内	※安全を確認するまでその場を動かない。 『お・は・し・も・て』を守って、校庭に避難しなさい。 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない、ていがくねんゆうせん」を徹底	※教職員がそばにいる場合は、教職員の指示に従う。 休み時間や放課後等、児童のみの場合は、ガラス等飛散物に注意しながら、一番近い出口より校庭の避難場所に向かう。
体育館	『お・は・し・も・て』を守って、校庭に避難しなさい。」	・注意事項を守って、素早く校庭に避難する。
校庭	「体育館前に集まりなさい。」	・注意事項を守って、素早く体育館前に避難する。
校外活動中	・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら安全な場所へ避難の指示 ・児童の不安を取り除く声かけ ・人員の確認 ・負傷者の確認と応急手当	・教職員等の指示に従って高台へ避難する。 ※あらかじめ確認しておく事項 ・その地域の緊急避難場所 ・家庭、学校への連絡方法 ※状況に応じて、地域の方に助けを求める。
在宅中の対応		・状況に応じ指定されている場所へ避難する。 ※児童の安否確認 ・自宅等での確認 ・避難場所等の確認

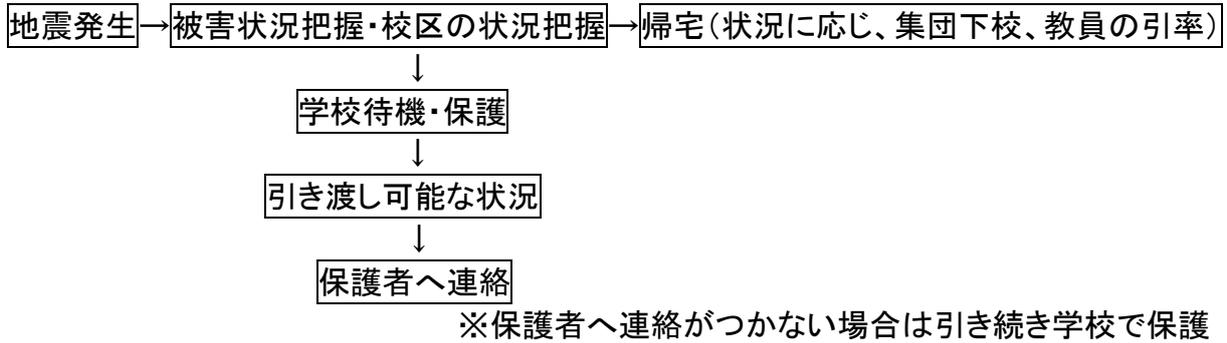
- ・トイレ、教室、体育館等に児童が残っていないか確認
- ・校庭避難場所で、児童の人数を確認する。
- ・声かけ等で落ち着かせる。
- ・負傷者の確認と応急手当

○学校災害対策本部

名称	担当	主な対応
総括本部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握し、避難の実施方法を決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・負傷者の救出、行方不明者の捜索 ・教育委員会等、関係機関への連絡
児童対応班	各学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を確保し、児童への的確な指示 ・児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全確認 ・各学級の人員確認 ・負傷者及び行方不明者の確認 ・本部への連絡 ・保護者への連絡
避難誘導 救護班	養護教諭 担任外 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級担任から児童の被害状況を聞き取り本部に報告 ・救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施 ・負傷者の救出、行方不明者の捜索 ・医療機関への連絡

☆児童の保護者への引き渡し

在校中等に地震が発生し、児童の帰宅が困難な場合は、学校で保護し、家庭へ連絡後、保護者等の迎えにより引き渡す。



《引き渡し方法》

- (1) 児童は、余震等も考え、校庭で待機させる。(校舎等が安全であれば、教室や体育館の場合もある。)
- (2) 保護者や家族等は、原則として徒歩で来ること。
- (3) 児童の引き渡しは、「緊急時児童引き渡しカード」に必要事項を記入し、確実に引き渡す。

☆洪水・土砂災害時の避難における教職員の指示と児童の行動

【地震等で運動場・体育館に避難した後の場合】

場 所	教職員の指示	児童の行動、留意点
体 運 育 動 館 場	「『お、は、し、も、て』を守って、校舎の3階に避難しなさい。」 (1・2・3・5年・幼は1号館、4・6年は4号館) 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない、ていがくねんゆうせん」を徹底	ガラス等飛散物に注意しながら、避難経路を通り、各校舎の3階へ向かう。 1号館 4号館 5-1 教室:5-1-2-1 4-1 教室:4-1 5-2 教室:5-2-2-2 4-2 教室:4-2 専科5隣:1-1-1-2 3階ろうか:6年 3階ろうか:3年・幼

【地震発生以外の場合】

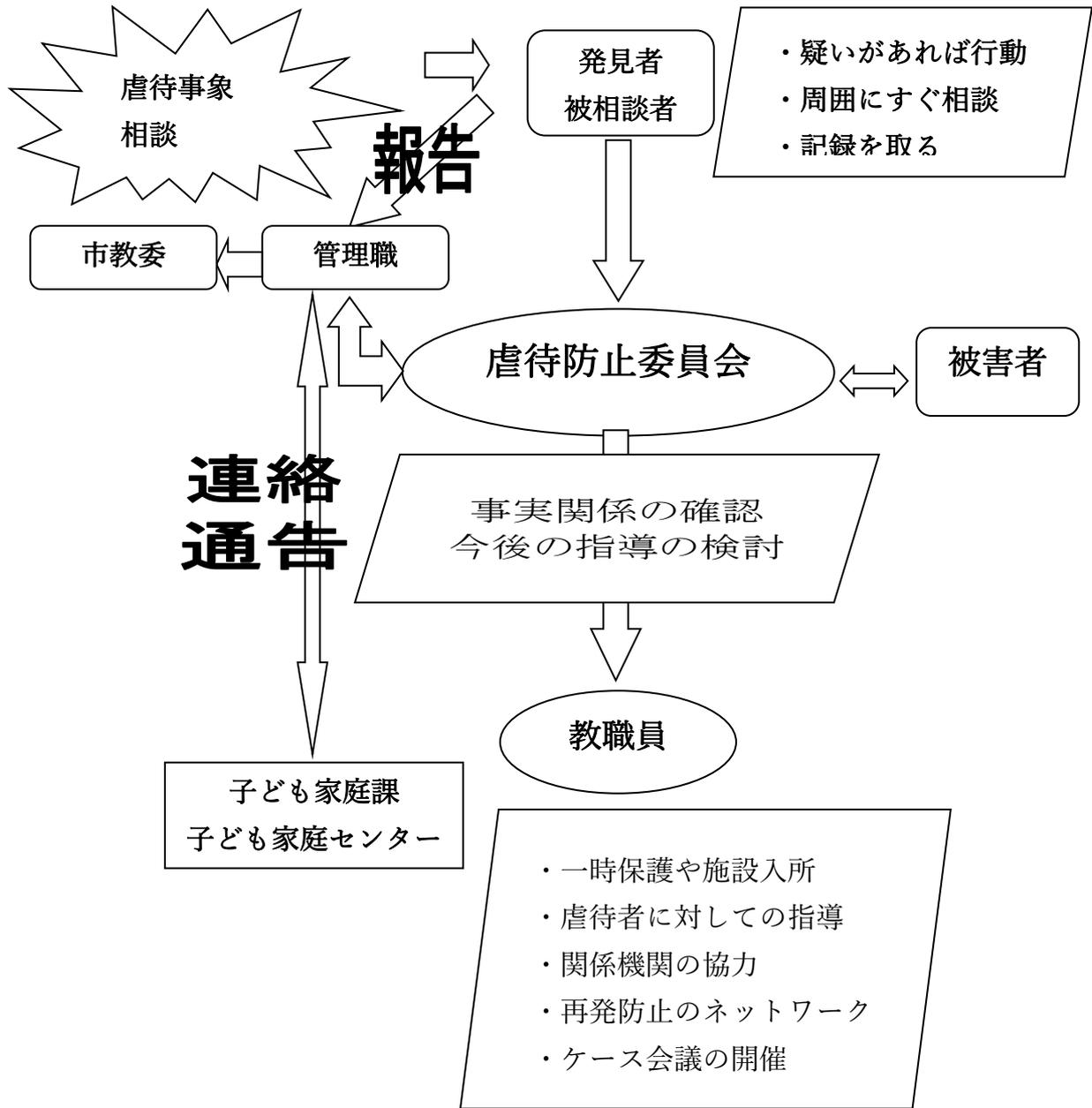
場 所	教職員の指示	児童の行動、留意点
学 校 校 内	「『お、は、し、も て』を守って、校舎の3階に避難しなさい。」 (1・2・3・5年・幼は1号館、4・6年は4号館) 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない、ていがくねんゆうせん」を徹底	※教職員がそばにいる場合は、教職員の指示に従う。 1号館 4号館 5-1 教室:5-1-2-1 4-1 教室:4-1 5-2 教室:5-2-2-2 4-2 教室:4-2 専科5隣:1-1-1-2 3階ろうか:6年 3階ろうか:3年・幼
在 宅 中 の 対 応		・状況に応じ指定されている場所へ避難する。 ※児童の安否確認 ・自宅等での確認 ・避難場所等の確認

《令和7年度 緊急時 児童・園児引き渡しカード》

〔 〕年 〔 〕組 児童・園児名〔 〕									
本校にいる児童・園児の全ての名前									
〔 〕年 〔 〕組 児童・園児名〔 〕									
〔 〕年 〔 〕組 児童・園児名〔 〕									
〔 〕年 〔 〕組 児童・園児名〔 〕									
〔 〕年 〔 〕組 児童・園児名〔 〕									
住 所 岸和田市 _____	保護者名（ふりがな）								
引き取り者名 ※引き取り者になる可能性の高い順に記入願います。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">引き取り者 1</td> <td style="text-align: center;">引き取り者 2</td> </tr> <tr> <td>名 前〔 〕</td> <td>名 前〔 〕</td> </tr> <tr> <td>児童・園児との関係〔 〕</td> <td>児童・園児との関係〔 〕</td> </tr> <tr> <td>電 話〔 〕</td> <td>電 話〔 〕</td> </tr> </table>	引き取り者 1	引き取り者 2	名 前〔 〕	名 前〔 〕	児童・園児との関係〔 〕	児童・園児との関係〔 〕	電 話〔 〕	電 話〔 〕	
引き取り者 1	引き取り者 2								
名 前〔 〕	名 前〔 〕								
児童・園児との関係〔 〕	児童・園児との関係〔 〕								
電 話〔 〕	電 話〔 〕								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">引き取り者 3</td> <td style="text-align: center;">引き取り者 4</td> </tr> <tr> <td>名 前〔 〕</td> <td>名 前〔 〕</td> </tr> <tr> <td>児童・園児との関係〔 〕</td> <td>児童・園児との関係〔 〕</td> </tr> <tr> <td>電 話〔 〕</td> <td>電 話〔 〕</td> </tr> </table>	引き取り者 3	引き取り者 4	名 前〔 〕	名 前〔 〕	児童・園児との関係〔 〕	児童・園児との関係〔 〕	電 話〔 〕	電 話〔 〕	
引き取り者 3	引き取り者 4								
名 前〔 〕	名 前〔 〕								
児童・園児との関係〔 〕	児童・園児との関係〔 〕								
電 話〔 〕	電 話〔 〕								
当日の引き取り者 〔 1 2 3 4 〕 その他〔 _____ 〕←1~4の人に電話連絡で確認済									
引き渡し 時刻 〔 〕時〔 〕分	教職員名〔 _____ 〕								
引き取り者 署名欄 〔 _____ 〕									

引き取り者 控え	
引き渡し 時刻 〔 〕時〔 〕分	教職員名〔 _____ 〕

4. 虐待対応マニュアル



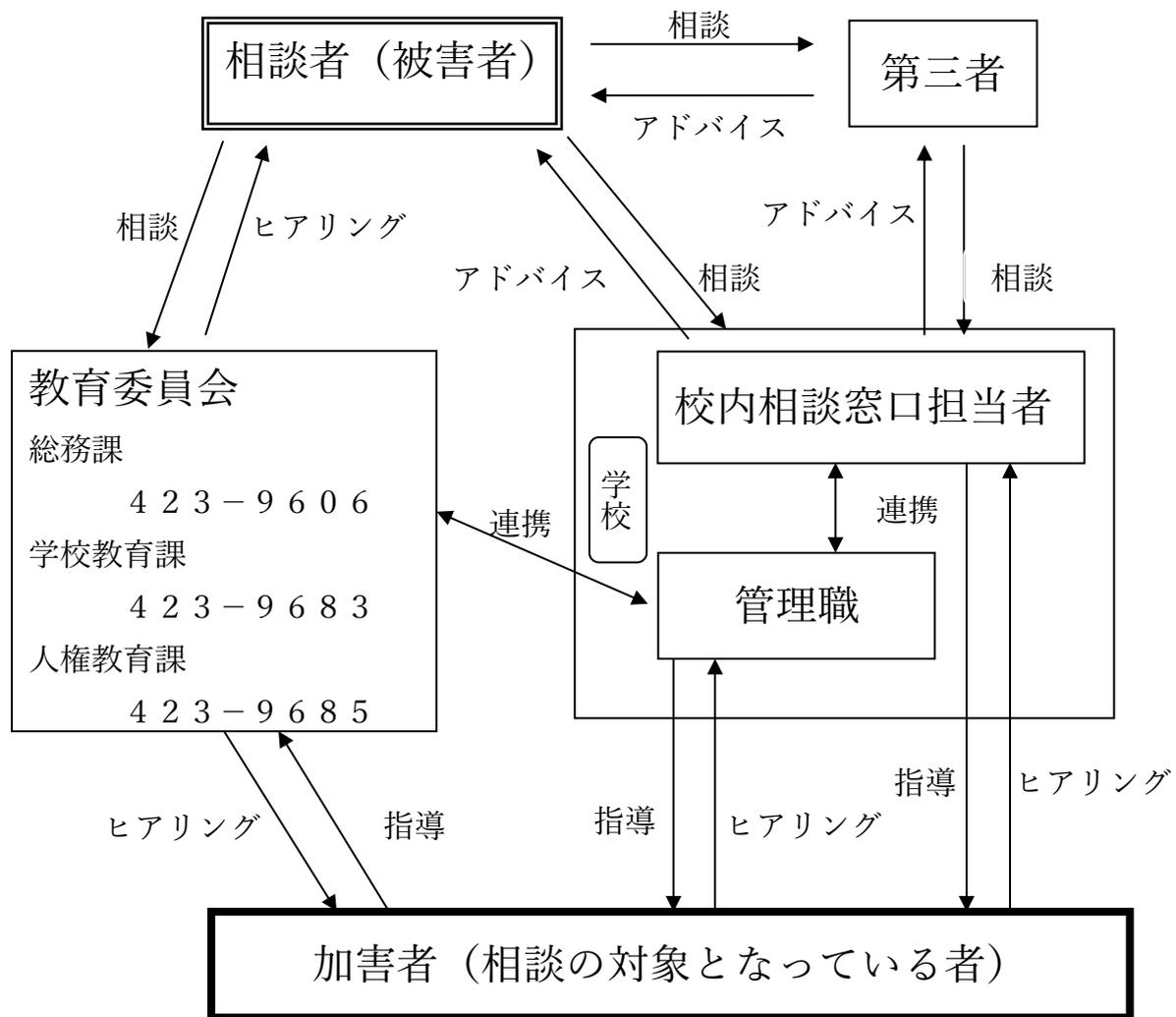
留意点

- ・ 情報収集
- ・ 事実の確認
- ・ 日常の様子を観察
- ・ 外部機関との早めの相談・通告
- ・ 子どもの見守り
- ・ 場合によっては虐待者への抑止

虐待は絶対に許さない

人権教育課 4 2 3 - 9 6 8 5
 こども家庭すこやかセンター
 4 2 3 - 8 8 1 2
 大阪府貝塚子ども家庭センター
 4 3 0 - 6 3 0 0
 大阪府内の児童相談所
 (子ども家庭センター等)
 児童相談所全国共通ダイヤル 189

5. ハラスメント(セクハラ・パワハラ・マタハラ等)相談対応マニュアル



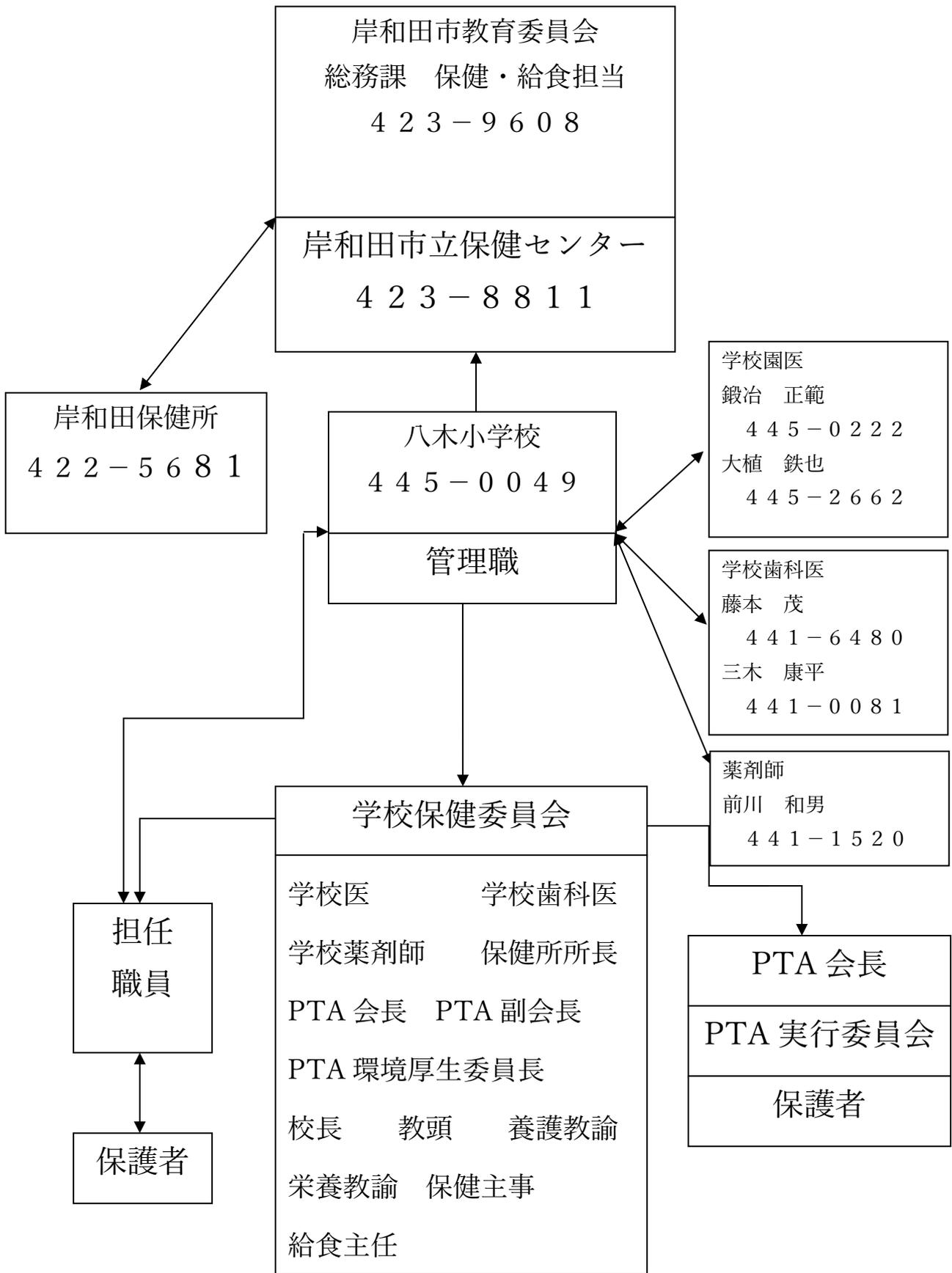
留意事項

- ・相談には、少なくとも1名は相談者と同性の担当者であること
- ・相談に用いる部屋はプライバシーを守ることができるよう配慮し、相談者がゆったりした気持ちで話せる雰囲気を作ること
- ・相談者の立場に立って、その主張を十分に聴くこと
- ・事実関係を的確に把握し、その内容を相談者に確認し必ず記録を取ること
- ・同じことを繰り返し聴かないなど、相談者の心理的負担を軽くする配慮に心がけること
- ・相談者の相談の対象になっている者を同席させて聴くことのないよう留意すること

学校の対応

- ・被害者の救済と心のケアを最優先に対応すること
- ・校長は問題事象の客観的な把握に努め、要因や背景を分析することにより学校の課題を明らかにし校内研修等を実施すること
- ・校長は問題事象が発生した場合、速やかに教育委員会へ連絡し教育委員会と連携しながら厳正に対応すること

6. ①食中毒・感染症発生時の対応マニュアル

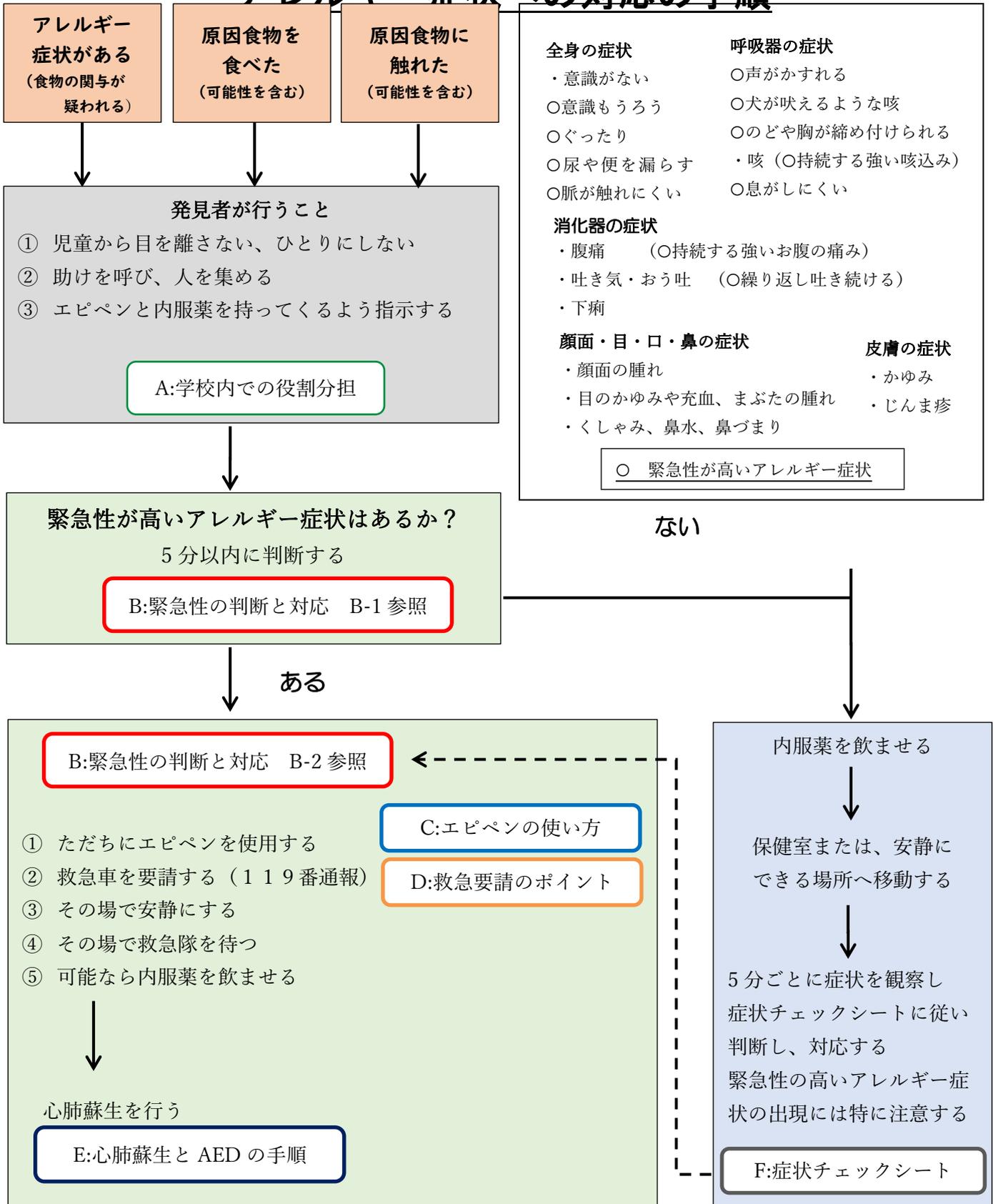


6. ②ノロウイルス等の感染症についての確認事項

- ① 石けんでの手洗いの徹底…給食前・用便の後・トイレ掃除の後・帰宅後 等
- ② 清潔なハンカチ・タオル・ティッシュを持ってくること、共用はしないことの指導
- ③ 嘔吐物・下痢便の処理について
 - 嘔吐用の缶(黄色)・手袋・マスク・ペットシート(プラケース)を各教室や特別室に置く。
 - 素手でなく、マスク・手袋を着用し、大人の手で処理してください。
 - 嘔吐した場所には塩素消毒を行う。便が床に落ちた時も同じです。
 - 塩素消毒剤は、2015/04/09 に保健所より指導があり、そのたびにハイターを希釈して使用します。職員室の養護教諭机上横と保健室に希釈用の水とバケツとハイターをセットにして置いています。
 - 嘔吐物を処理したペットシートや雑巾や新聞は密封して捨てる。
(教室には置かずにごみ置き場まで必ず持っていく。)
 - 嘔吐物で汚れた服は体操服に着替えさせる。
 - ・できれば、月曜日から金曜日まで体操服をおいておく。
 - ・汚れたものは密封して持って帰らせる。(プリントは職員室と保健室にあります。)
 - ・食器に嘔吐した場合は嘔吐物を取り、ごみ置き場へ。食器はナイロン袋に入れて塩素消毒剤で10分間浸し、職員室の発泡スチロールの箱に入れる。10分後、対応した職員が食器をすすぎ、給食室へ持っていく。(栄養教諭か調理員に嘔吐した食器であることを伝える。)
 - 下痢便のついた下着については家庭連絡して処分するか、トイレでさっと便を落として、密封の上、持って帰らせる。
 - 処理した職員はその後、石けんで十分に手洗い・うがいを行う。
- ④ 嘔吐・下痢・腹痛・発熱のある時は感染症が考えられるので、医療機関でみてもらうように保護者へ連絡する。
- ⑤ 給食について
 - 給食当番の児童はマスクを着用する。
 - 嘔吐・下痢・腹痛のある人は給食当番をしない。
 - 給食の前の石けんでの手洗いの徹底。(給食前に手洗いの音楽を流す。)
 - ごはん給食時、教室でのおにぎりは禁止。
 - 清潔な給食エプロンを着用する
- ⑥ 調理実習など調理、飲食する場合について
 - 嘔吐、下痢、腹痛のある人は調理に参加しない。
 - 手洗いの徹底(調理前・たべる前・排便後)
 - 材料は中心まで十分に加熱する。
- ⑦ トイレ掃除後は石けんで手洗いする。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



全身の症状

- ・意識がない
- 意識もうろう
- ぐったり
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい

呼吸器の症状

- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- のどや胸が締め付けられる
- ・咳 (○持続する強い咳込み)
- 息がしにくい

消化器の症状

- ・腹痛 (○持続する強いお腹の痛み)
- ・吐き気・おう吐 (○繰り返し吐き続ける)
- ・下痢

顔面・目・口・鼻の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんま疹

○ 緊急性が高いアレルギー症状

ない

ある

B:緊急性の判断と対応 B-2 参照

C:エピペンの使い方

D:救急要請のポイント

- ① ただちにエピペンを使用する
- ② 救急車を要請する (119番通報)
- ③ その場で安静にする
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

心肺蘇生を行う

E:心肺蘇生とAEDの手順

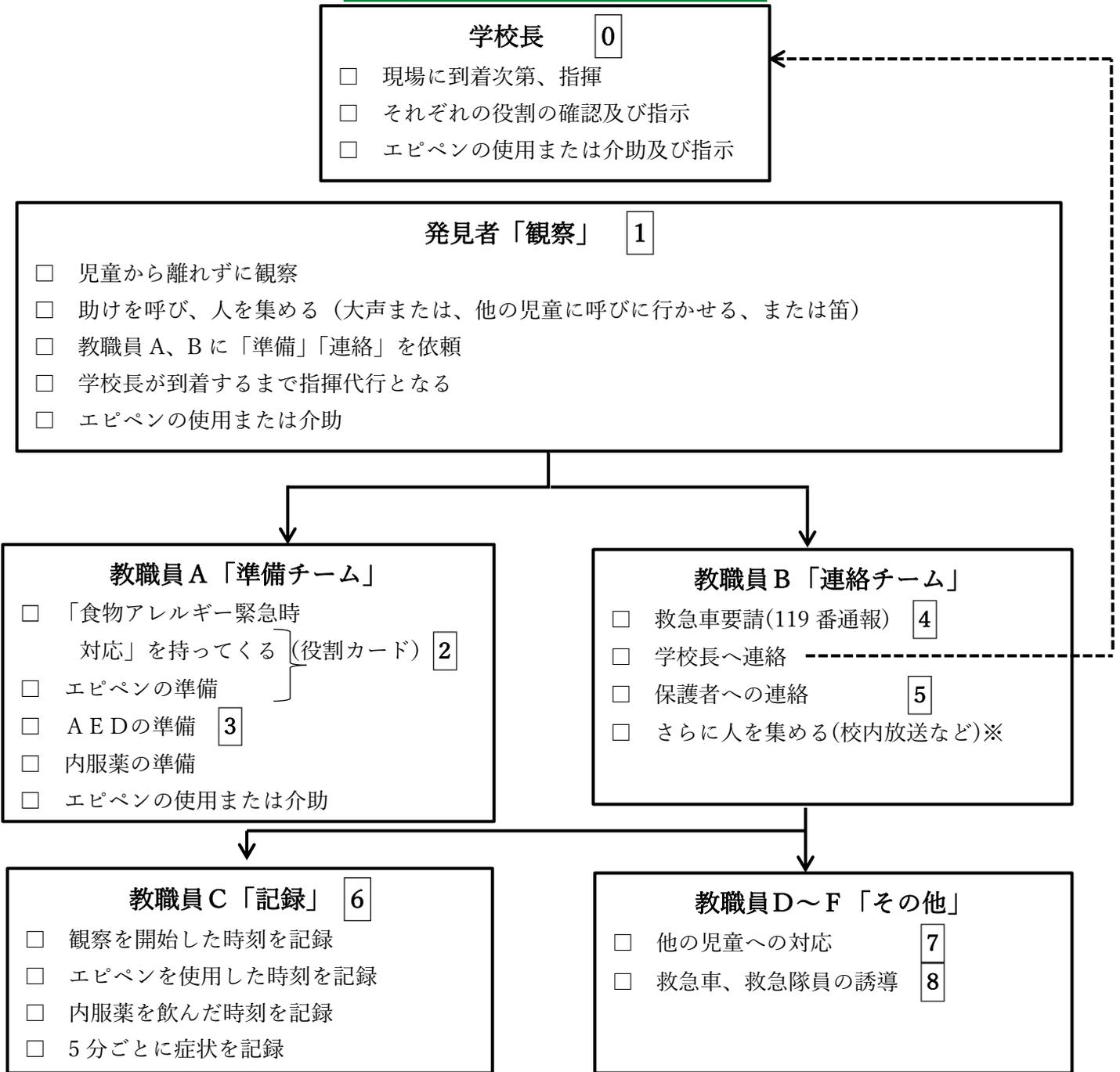
内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し
症状チェックシートに従い
判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状
の出現には特に注意する

F:症状チェックシート

A:学校内での役割分担



※緊急を職員に知らせる校内放送

例「緊急事態発生。〇〇番。対応可能な先生方は移動してください。児童は静かに教室で待機してください。」

- 〇〇番は学級を表す。4年1組なら41番。運動場とか、特別教室名など場所を入れる。

- 学級担任はまず、指導中の児童の安全を確保し、学年等で分担できるようであれば、現場に駆けつける。

- ※学年内、学年主任の先生は学年の児童の指導。

- ※役割を分担しているが、臨機応変に動く。(指導中の児童の安全を第1に)

- 校長・養護教諭は現場へ、その他の担任外の職員は、職員室へ向かう。ただし、専科の授業のときは、

- 授業中の児童を見る。

D:救急車要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

できれば、学校の携帯電話で、児童のそばからかけたほうが良い（児童の状況を伝えるため）

① 救急であることを伝える

「救急です。」「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送です。」

② 救急車に来てほしい場所を伝える

「八木小学校です。」

住所は大町3丁目22番1号です。」

③ 状態について伝える

「〇年生の〇〇(名前)です。」

「食物アレルギーがあり、給食を食べた後、アレルギー症状が出ています。症状は〇〇です。」

・意識はあるか、呼吸は、嘔吐下痢は、じんましの範囲は

・エピペンを処方されている場合は、その旨と接種の有無を伝える

④ 連絡した者の名前と連絡先を伝える

「私は職員の〇〇です。」

小学校の電話番号は 072-445-0049 です。（携帯電話の番号は 090-3905-1875 です。）」

救急車要請後、到着まで

※向かっている救急隊から、その後の状態確認などのため電話がかかってくることもある

・同時に保護者へ連絡する（状況を伝え、学校または病院へ向かえるように準備してもらう）

・通報時に伝えた連絡先は、常につながるようにしておく

（職員室に救急要請したことなど、伝わるようにしておく）

（救急隊の電話には、児童の状態を把握している職員が対応できるようにする）

・救急隊が到着するまでの応急手当の方法など必要に応じて聞く

・救急車を誘導し周りの児童を、整理する職員が必要

救急車到着

・記録をもとに、児童の状態や処置を伝える

・学校生活管理指導票により緊急時に搬送できる医療機関が決まっていれば、その情報も伝える

・事情が分かる職員（原則的に養護教諭または、担任）が救急車に同乗する

・保護者へ搬送先を連絡する

持っていくもの

・エピペン(使用済みの場合も持っていく)

・内服薬

・アレルギー症状発生から救急車到着までの記録

・保健調査票・緊急時家庭連絡カード・学校生活管理指導票（食物アレルギー申請児童のみ）

（当該児童のページだけ抜きだす）